

船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市内の子ども達から、強く要望が寄せられている「公園でのボール遊び」について、必要な事項を検討するために、「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は公園でのボール遊びについて次のことを検討する。

- (1) 公園でのボール遊びについての諸問題に関すること。
- (2) 公園でのボール遊びのあり方・実施方法に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 有識者
- (2) 自治会連合協議会推薦者
- (3) スポーツ推進員
- (4) 青少年相談員
- (5) PTA 連合協議会推薦者
- (6) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。その選出は、委員の互選による。

- 2 会長は委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて会長が招集し、会議を掌る。

- 2 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 3 委員会の開催日は、開催日時、議題及びその他の開催要件について市の承認を得たのち、委員に対してあらかじめ通知し、委員の過半数以上の出席をもって会議を開くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は都市整備部公園緑地課に置く。

(災害補償)

第8条 委員（第3条第6号に掲げる委員は除く。）の災害補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて取り扱うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。